

平成24年6月27日

国會議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違反  
事件の捜査活動に関する捜査及び調査等について

最高検察庁

## 第1 はじめに

### 1 いわゆる団体X事件について

東京地方検察庁（以下「東京地検」という。）は、A氏の資金管理団体である団体Xに係る政治資金規正法違反事件について捜査を行い、平成22年2月4日、同氏の秘書であったB氏、C氏及びD氏を公判請求する一方（以下、B氏ほか2名に係る事件を「秘書事件」という。）、A氏については、その嫌疑が不十分であるとして不起訴処分（以下「第一次不起訴処分」という。）とした（以下、A氏に係る事件を「A氏事件」という。）。

その後、A氏事件の不起訴処分については、告発人からの審査申立てに基づき、東京第五検察審査会により審査（以下「第一段階審査」という。）が行われ、同年4月27日、起訴相当議決がなされた。

東京地検は、この議決を受けて再捜査を行ったが、同年5月21日、再度、嫌疑が不十分であるとして不起訴処分（以下「第二次不起訴処分」という。）としたため、検察審査会による再度の審査（以下「第二段階審査」という。）に付された。

なお、同年5月17日、東京地検特別捜査部（以下「特捜部」という。）所属検察官である田代政弘検事（以下「田代検事」という。）は、再捜査の一環として、当時保釈されていたB氏を取り調べ（以下、この取調べを「本件取調べ」という。）、供述調書を作成した。B氏は、本件取調べに当たり、田代検事に隠してその状況を録音して記録しており、その記録（以下「本件録音記録」という。）は、後に秘書事件及びA氏事件の各公判において証拠として取り調べられた。

検察審査会は、審査の結果、同年9月14日、起訴議決をし、同議決に基づき、指定弁護士は、平成23年1月31日、A氏を公判請求した。

その後、同年9月26日、秘書事件についてB氏ら3名に対して有罪判決が言い渡され、平成24年4月26日、A氏事件についてA氏に無罪判決が言い渡された（いずれも控訴審係属中）。

## 2 問題の所在

### (1) 秘書事件公判、A氏事件公判における裁判所の指摘

秘書事件、A氏事件の公判において、それぞれの裁判所は、本件録音記録等に基づき、その証拠決定（平成23年6月30日付け決定（以下「6月30日決定」という。）、平成24年2月17日付け決定（以下「2月17日決定」という。））の中で、本件取調べにおける田代検事の言動の問題点を指摘し、また、田代検事による勾留中のB氏に対する取調べについても、その問題点を指摘した。

加えて、6月30日決定及び2月17日決定は、当時東京地検特捜部副部長であった吉田正喜検事による勾留中のB氏に対する取調べや同部所属検察官であるP2検事による勾留中のD氏に対する取調べについても問題点を指摘した（これら裁判所の指摘事項の要旨は、別紙1記載のとおりである。）。

さらに、田代検事は、本件取調べ終了後、B氏が勾留中の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯について捜査報告書（以下「田代報告書」という。）を作成したところ、A氏事件の公判において、田代報告書の記載と本件録音記録との間に齟齬があることが問題とされ、2月17日決定において、当該捜査報告書の問題点や、その作成状況に関するA氏事件の公判における田代検事の証言についての問題点が指摘された（裁判所の指摘事項の要旨は、別紙2記載のとおりである。）。

### (2) 刑事告発

平成24年1月から6月にかけて、別紙3のとおり、田代報告書を作成し、検察審査会に送付した行為が虚偽公文書作成・同行使罪に当たるなどとして、告発がなされた。

### 3 本資料について

本資料は、以上のようなA氏事件及び秘書事件の捜査活動の問題点に関し、捜査及び調査〔注〕を行った結果について、公表のため取りまとめたものである。

〔注〕 監察調査は、捜査のように犯罪の成否を明らかにするために行われるものではなく、調査の結果、違法・不適正な行為又はその一定程度の疑いのある行為がある場合に、再発防止策を講じることを目的としてなされるものである。

## 第2 いわゆる団体X事件の捜査活動に関する調査・捜査の結果

### 1 平成22年5月17日の田代検事によるB氏の取調べ

- 本件取調べに不適正行為はあったか。

#### 【監察調査の結果】

(1) 以下のとおり、本件取調べ（平成22年5月17日の田代検事によるB氏の取調べ）には不適正な行為があったと認められる。

ア 田代検事が、B氏に対し、団体Xの政治資金収支報告書への不記載等（以下「収支報告書への不記載等」という。）について、その提出に先立ってA氏に報告し、その了承を得ていた旨（以下「A氏への報告等」という。）のA氏の関与を認める勾留中の供述を覆すと、検察は起訴処分に転じ、従前の供述を維持すれば不起訴処分を維持することになる旨の見通しを示すなどして、従前の供述を維持するよう繰り返し推奨したことや、B氏が従前の供述を覆すと、検察審査員もB氏がA氏から指示されて供述を覆したものと考え、起訴議決に至る可能性があるので従前の供述を維持した方が良い旨説明したことについては、A氏の不起訴を望むB氏に従前の供述を維持させるため自己の推測にすぎない見通しを述べたもので、不適正な取調べであると認められる。

イ 田代検事が、検察がB氏を再逮捕しようと組織として本気になったときに全くできない話ではない旨発言したことについては、従前の供述を変えれば再逮捕される可能性があることを示唆するものであり、そのような発言は、従前の供述を維持させるためになされたものと評価されかねないものとして、不適切な発言と認められる。

ウ B氏が、従前の供述の一部につき、変更を求めていたにもかかわらず、その主張に十分耳を傾けることなく供述調書を作成したことについては、田代検事がB氏の主張をあえて採り上げる必要もないと判断したとしても、検察官としては、B氏にその理由を告げるなどして説得し、納得を得るよう努めるべきである。田代検事は、そのようなことを十分行わずに立会事務官に対して供述調書の内容を口授し始めるなどしており、取調べから供述調書の作成に至る手順、方法としても不適切と言わざるを得ない。

エ 本件取調べは、全体として、B氏に従前の供述を維持させ、従前の供述を維持する内容の供述調書に署名させることに拘泥し、不適切な発言を繰り返した不適正なものであると認められる。

オ なお、再捜査において補充捜査等の指示を行っていた東京地検特捜部所属

検察官である木村匡良検事（以下「木村検事」という。）らが前記のような不適正な取調べをするよう指示したとは認められない。

- (2) 今回、田代検事によって不適正な取調べがなされた背景には、その上司である東京地検特捜部長佐久間達哉検事（以下「佐久間部長」という。）らと取調べ担当検察官である田代検事との間に取調べ目的、想定されるB氏の供述状況につき共通の認識が十分形成されていなかつたことや、木村検事が田代検事から報告を受けた際、その時のB氏の供述状況を十分確認することなく、従前の供述維持の調書の作成が可能であれば作成するよう指示したことにもあると思料される。
- (3) なお、そもそも、本件は、東京地検特捜部が一度不起訴にした後、検察審査会の起訴相当議決を受けて再起した事案であり、東京地検特捜部において、第一次不起訴処分の際の主任検察官である木村検事より上位の同部副部長斎藤隆博検事（以下「斎藤副部長」という。）を主任検察官に指名しているものの、実際の補充捜査等の指示は、木村検事が各取調べ担当検察官に出すなどしており、また、B氏については、取調べ担当も田代検事であるなど、実質的には第一次不起訴処分時と同様の体制で捜査に臨んでいる。本件のように、少なくとも起訴相当議決がなされた事件では、第一次不起訴処分に関与した検察官以外の検察官が担当することが、より適正な捜査処理に資することになると思料される。また、従前の供述調書の任意性及び信用性を判断するためにも、被疑者の取調べ担当検察官は、別の検察官を指名するのが相当と思料される。

## 2 平成22年5月17日付け田代検事作成の捜査報告書

- 田代報告書の記載とB氏による隠し録音の記録（本件録音記録）との間には齟齬があり、その作成・提出行為は虚偽有印公文書作成・同行使罪に当たるのではないか。犯罪に当たらないとしても、田代報告書の作成は不適正行為に当たるのではないか。
- 田代検事は、A氏事件の公判で、本件報告書に事実と異なる記載がなされた理由として「記憶の混同」などと述べているが、その証言は偽証罪に当たるのではないか。犯罪に当たらないとしても不適正行為に当たるのではないか。

### 【前提となる事実及びその評価】

#### (1) 田代報告書の作成経緯

ア 田代検事は、平成22年5月17日、再捜査の一環として行った本件取調べにおいて、A氏への報告等を認めた従前の供述を維持する内容の供述調書を作成した。

イ 木村検事は、田代検事からその報告を受け、A氏が収支報告書への不記載等への関与を否認している状況にありながら、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じたのは、それ自体、B氏の供述の任意性・信用性の判断にとって意味のある事情であると考え、田代検事に対し、B氏が供述調書の作成に応じた経緯を具体的に分かりやすくまとめた報告書〔注〕を作成するよう指示した。

ウ 田代検事は、取調べ終了後に初めて報告書の作成の指示を受けたものであり、事後に報告書を作成することを意識せず、メモも作成しないまま取調べを行っていた。また、田代検事は、木村検事から報告書を作成する具体的な

目的を告げられていなかったため、上司への報告用であろうなどと考え、本件取調べの状況を振り返りながら、同年5月17日夕刻から、記憶のみを頼りにその作成を開始した。

エ 木村検事は、翌18日、佐久間部長に本件取調べの結果を報告したが、その際、両名の間で、A氏が収支報告書への不記載等への関与を否認している状況にありながら、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じたことや勾留中にB氏がA氏への報告等を認めた経緯等が話題となり、佐久間部長は、B氏が保釈後の取調べでも供述調書の作成に応じたことは、秘書事件公判における立証上も有益であると考え、木村検事に対し、本件取調べにおいて、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取りがあったのであれば、これについて報告書を作成するよう指示をした。

オ 木村検事は、かかる指示を受け、田代検事に対し、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯について、本件取調べにおいてB氏が供述していたのであれば、それも報告書に記載するよう追加の指示をした。

カ 田代検事は、かかる指示を受け、本件取調べにおいて、B氏は勾留中の取調べを回想し、A氏への報告等を認めるに至った経緯についても供述していたという記憶があったことから、その点も含め記載し、同月19日夜までに田代報告書を完成させた。なお、田代検事は、記憶を喚起しながら少しづつ報告書を作成するには、問答式の方がやりやすく、また木村検事から具体的に分かりやすく作成するよう求められていたことなどから、B氏との問答形式で報告書をまとめた。

[注] 田代報告書のように、供述人の取調べにおける供述内容を報告することを目的とする報告書は、供述人がどのような趣旨の供述をしているのかを分かりやすく取りまとめて上司等へ報告することが求められるものであり、そもそも、供述人の具体的な発言を一言一句そのとおり記載することが求められているものではない。取調べも対話であり、その時の取調べにおいて発せられた言葉だけではなく、その際の表情や身振り手振り等の仕草、それ以前に行われていた取調べにおけるやり取りも含めてコミュニケーションが図られるものであり、この種報告書には、そのようなコミュニケーションの結果得られた供述の趣旨を取りまとめて記載することとなる。この種報告書には、そのような性格があることから、供述の趣旨を損なわない範囲内で、必要に応じ、様々な方法で読み手に理解できるよう記載すること、言葉足らずの意味を敷衍しつつ補うこと、それまでの取調べの内容も踏まえて言葉を補うこと、日本語として不自然な発言を正しく補正することなどが、いずれも一般的には許容され得ることとなる。

## (2) 田代報告書の概略

### ア 田代報告書の記載

田代報告書には、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯として、以下のような記載がある。

- ① B氏が、「まあ、4億の収入と土地代金の支出を意図的に書かなかつたことやその理由については、これまでどおりでいいですよ。問題はA先生に関わるところですよね。…私が、今日『これまでの供述はそのとおり間違ひありません。』ってやつたら、A先生の説明を否定することになりますよね。…今日は話だけにして、供述調書は作らないという選択はないんですか。」などと、当時、A氏が収支報告書への不記載等への関与を全面的に否定している状況において、A氏への報告等を勾留中と同様に認める内

容の供述調書の作成に応じることを逡巡していたこと。

② そこで、田代検事は、「供述を後退させた場合に、その供述調書を読んだ人がどう思うかということですよ。」などと供述を翻した場合の影響を示唆するなどすると、B氏は、「今更、A先生は関係ありませんでしたなんて言っても、信じてもらえるわけがないし、かえって、A先生が口止めしたに違いないとか、やっぱり絶対的権力者なんだなって思われますよね。」などと述べていたこと〔注〕。

③ その結果、最終的に、B氏は、「分かりました。色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するということで、供述調書を作つてもらって結構です。」などと述べて、供述調書の作成に応じたこと。

〔注〕 この「絶対的権力者」という言葉は、第一段階審査における起訴相当議決の中で、後述のとおり、「絶対的権力者であるA氏に無断で、秘書らが（A氏から団体Xへの4億円を原資として団体Xが土地を購入した事実の）隠ぺい工作等をする必要も理由もない」ことがA氏と秘書らとの共謀認定の根拠の一つである情況証拠であるという文脈で用いられている。

#### イ 本件取調べの概略

他方、本件取調べにおいて、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯は、本件録音記録により、以下のようなものであったと認められる。

① B氏は、A氏への報告等について田代検事とやり取りをする中で、田代検事から「まあ、基本的には、従前通りでいいのかな。そうすると。」と問われ、「まあ、私は、あのー、そういうつもりで来ましたけどね。」と答える一方、A氏への報告等を認める供述調書の作成に関しては、「調書を全く取らないという選択はないんですか。」と述べたり、ため息をついた理由を田代検事に問われて「いやあ、なんかまたね、マスコミにね、Aさんと供述食い違いとかやられるのは非常に辛いですよね。」などと述べ、逡巡する態度を示していた。

② さらに、B氏は、田代検事から、本件取調べに当たり、A氏や弁護人から「ねじ」を巻かれてくるのではないかと想像する人間が相当いる状況において、仮に、A氏への報告等を認める供述を翻すようなことをした場合には、検察幹部にせよ、検察審査会にせよ、なぜそのような供述になったのかを想像するのではないかなどと言われ、「そしたら、また絶対的権力者の話を裏付けることになるんですか。」と述べ、供述を翻した場合の影響に懸念を示していた。

③ そして、B氏は、最終的には、田代検事がB氏の供述調書を立会事務官に口授するのを聞きながら、その内容に感謝する発言をし〔注1〕、立会事務官が口授の内容をパソコンに入力した結果をプリントアウトしたものを閲読しながら、一部、記載の追加を申し出て加筆させるなどした上〔注2〕、これに署名・指印した。

〔注1〕 田代検事が「なお、私は、保釈された後、マスコミなどに対し、収支報告書の不記載などについての私自身の犯意や、A先生に対する報告・了承などを否定していると解釈されかねない発言をしたこともありましたが、国会議員として政治活動を続けています以上、支援者向けの発言をせざるを得ないことをご理解下さい。」と口授した際、B氏は、これを聞きながら、「ありがとうございます。そこ。」と述べている。

〔注2〕 この点については、後記(3)・ア・(ウ)・b・④参照。

## ウ 両者の比較

以上のように、田代報告書は、B氏が、本件取調べにおいて、従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯を記録したものであるところ、本件取調べにおいて、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯は、田代報告書に記載されたその経緯と実質的には相反するところがなく、田代検事が実際の取調べにおいて全くありもしない内容を田代報告書に記載したとは認められない。

### (3) 田代報告書の記載と本件録音記録との不一致の有無

#### ア 田代報告書の記載と本件録音記録との間における趣旨の不一致の有無

田代報告書に記載されたやり取りのうち、本件録音記録上、同趣旨のやり取りがなされているかについて検討を要する記載は、別紙4のとおりであるが、以下のとおり、いずれも、田代報告書に記載されている内容と実際の取調べにおける供述の趣旨とは、実質的には相反するものではないと認められる。

#### ウ 別紙4・【記載①】と本件取調べにおけるやり取り

##### a 田代報告書における記載の概略

別紙4・【記載①】は、B氏が、勾留中の取調べにおいてA氏への報告等を認めた経緯として、田代検事から「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書という理由ではなく、B氏個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」旨の説得を受けたことや、弁護人であるE弁護士からこれを認める内容の供述調書への署名に応じないよう言われていたため、当初は、供述調書の作成に応じなかつたが、田代検事から説得を受けてこれに応じたことなど、「勾留中の取調べを回想する発言」をした内容となっている。

##### b 実際の取調べにおけるこれに相応するやり取りの有無

本件録音記録上、B氏が、田代検事との間で、A氏への報告等に関する従前の供述を維持するかにつきやり取りをする中で

「うーん。なんかヤクザの事件、ま、検事も言ってたけどね。あのー。Bさん、ヤクザの事件と同じなんだよって。」

と述べた部分がこれに相応するものに当たるものと認められる。

その根拠となる主な事情は以下のとおりである。

- ① その文言から、当該発言が勾留中の取調べにおける田代検事の発言を回想したものであることは明らかであること
- ② 当該発言は、A氏への報告等に関する従前の供述を維持するか否かに関するやり取りの流れの中で発せられたものであること
- ③ B氏は、勾留中、収支報告書への不記載等の事実で逮捕された後、当初は、A氏の関与を否定していたところ、田代検事から「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書という理由ではなく、B氏個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」旨の説得を受け、収支報告書への不記載等について、事前にA氏への報告等があったことを認める供述をするに至ったが、その後、B氏が弁護人であるE弁護士から供述調書への署名を拒否するように言われているとして、署名を逡巡し、田代

検事から、「供述していることが事実であって、そのとおりの内容が供述調書に取られているのであれば、署名拒否する理由はない。」などの説得を受け、その結果、「弁護士には内緒にして欲しい。」などと言ひながら、供述調書に署名するに至ったという事実が認められるこ**と**〔注〕

④ 「ヤクザの事件と同じ」という発言は、前記③の勾留中における田代検事の説得文言中の「ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなこと」との間に共通点があること

⑤ B氏が、それ自体では勾留中の取調べにおけるいかなるやり取りを指すのかが分からぬ断片的な言葉を用いたのは、その言葉だけでも田代検事にその意味が十分了解可能であるとの意識があつたことによるものと考えられ、田代検事も、この言葉を聞き、その意味を聞いたとしておらず、両者の間では、この言葉のみでその具体的に意味するところを容易に理解できるものであったと考えられること

〔注〕 このような事実関係が認められる根拠としては、例えば、B氏が署名・指印した供述調書、関係者の供述、公判におけるB氏の供述のほか、B氏の著作物の（平成22年）1月25日の欄の記載等がある。その具体的な記載内容は、以下のとおり。

「こここのところの取調べは、Aからの呪縛から逃げるべきだという田代検事の説得が一番きつい。自分の人生のうちの大半をAとともに過ごしてきた。」「ただし、十勝の有権者はAではなく、Bに期待して投票したと言われるのがつらい。検事も痛いところをついてくるものだ。FさんからのFAXで田代さんの人間性にひきこまれるなどというメッセージをE先生から見せられたが、その通りだと感じる。」

(イ) 別紙4・【記載②】と本件取調べにおけるやり取り

a 田代報告書における記載の概略

別紙4・【記載②】は、田代検事からA氏への報告等を認める内容の供述調書の作成に応じるか否かはB氏の判断であると言われ、B氏が逡巡し、迷いを見せる様子を記載したものである。

b 実際の取調べにおけるこれに相応するやり取りの有無

本件録音記録上、B氏が

(ア) 田代検事に対し

「今日、調書取るんですか？」

と尋ねたこと

(イ) 田代検事から、A氏への報告等を認める内容の供述調書を作成することに触れられた際

「調書を全く取らないという選択はないんですか。」

と尋ねたこと

(ウ) 田代検事から、供述調書の作成を開始する旨告げられた際、田代検事から、「なんで、なんでため息つくの。」と問われ

「いやあ、なんかまたね、マスコミにね、Aさんと供述食い違いとかやられるのは非常に辛いですよね。」

と述べたこと

などがこれに相応するものに当たるものと認められる。

(エ) 別紙4・【記載③】と本件取調べにおけるやり取り

a 田代報告書における記載の概略

別紙4・【記載③】は、本件取調べにおいて作成された供述調書の内

容を確認した際のやり取りとして、B氏が供述調書の内容を田代検事から読み聞かされた上で、間違いないなどと申し述べ、署名・指印したものである。

#### b 実際の取調べにおけるこれに相応するやり取りの有無

本件録音記録上

- ① 田代検事が従前の供述を基にB氏の面前で立会事務官に調書の内容を口授しながら、その途中、何度か、B氏に内容を確認していること
- ② B氏は、田代検事から供述調書の読み聞かせは受けていないものの、供述調書を閲読し、その内容を確認した上で署名・指印していること  
〔注〕
- ③ A氏への報告等について田代検事とやり取りをする中で、B氏が田代検事から「まあ、基本的には、従前通りでいいのかな。そうすると。」と問われ、「まあ、私は、あのー、そういうつもりで来ましたけどね。」と述べていること
- ④ 田代検事が供述調書の内容を立会事務官に口授してパソコンに入力させる方法により作成した供述調書を閲読している際、B氏が、平成17年3月のA氏への報告について

「この報告のことね、本当にその短い時間んですよ、ここが問われるわけですよね。短時間でとか、極めて短い時間でとか、何分でとかは入れられないですかね。」

と言い、田代検事から「あ、この3月のところ」と尋ねられ

「そう。それがほんとの話だし。検審もやっぱり、そこでそれだけだと、すごいじっくりAさんが見てるような印象を受けると思うんですよね。私も、報告や了承をしてませんでしたなんてことは言わないんで、公判でもそこを変えるなんてことはできないんですけど、実際、Aさん、こうやって椅子に座ってて、並べられて、あーあった、あったっていうのが実際ですから、そこはやっぱり入れてほしいっていうのはありますね。」

と申し立て、「短時間でしたが」との文言を追加させていることなどがこれに相応するものに当たるものと認められる。

〔注〕 供述調書の内容の確認方法は、閲覧又は読み聞かせによるものとされている（刑法第198条第4項、第223条第2項）。

#### イ 問答式かつ口語調で具体的かつ詳細な記載となっていることについて

(ア) このように、田代報告書に記載された内容は、本件取調べにおけるやり取りの趣旨とは実質的に相反するものではないとみることができる。

他方、田代報告書は、その趣旨のやり取りを問答式かつ口語調で具体的かつ詳細に記載しているため、読み手に対して、B氏と田代検事との間で、実際にそのような具体的なやり取りがあったという点で誤解を与えかねないという面において不正確である。

このような記載の理由について、田代検事は、田代報告書の記載と本件録音記録との齟齬に關し

- ① A氏事件の公判において、「この日の取調べについて、一言一句記録をしているわけではありませんので、取調べの終了後に私のほうで思い出し思い出し捜査報告書を作成しました。その中で、勾留中にBさんと話していること、それから、保釈後にBさんが著書中で言っていること

などについて記憶があるって、それに関連するようなことを5月17日の取調べの中でも話題に上がっていたために、若干記憶が混同してですね、整理して書いてしまったといったことはあるかと思います。」と証言し

- ② 作成当時の記憶内容の具体的な詳細までは思い出すことができないが、報告書は、作成当時の記憶に基づいて作成したものであることは間違いない、実際のやり取りの様子とかけ離れた記載をしたという意識は全くない、本件取調べの状況と同じ状況が勾留中の取調べでもあったことなどから、記憶がごっちゃになってしまい、勾留中の取調べの際にあった具体的な発言によるやり取りが本件取調べでもあったと勘違いしてしまったものと思うなどと説明している。
- (イ) 本件取調べを巡っては、以下のような事情が存在することを考慮すると、田代検事が田代報告書の記載内容と大筋で一致するやり取りがあったものと思い違いをしていた可能性を否定することができない。
- ① B氏は、本件取調べにおいて、従前通りの供述をするつもりで来た旨を述べるなど、A氏への報告等があった事実そのものは認めるつもりで取調べに臨んでいることを告げており、田代検事においては、少なくともA氏への報告等に関わる事柄に関するB氏の発言は、勾留中と特段変わることろがないと理解していたと思われること
- ② 勾留中の取調べを振り返るB氏の「うーん、なんかヤクザの事件、ま、検事も言ってたけどね。あのー、Bさん、ヤクザの事件と同じなんだよって。」との発言を聞き、田代検事としては、B氏が勾留中の取調べを振り返り、「ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになる。」旨田代検事から説得を受けたことなどについて言及をしたものと理解したことにより、本件取調べ時にもB氏との間で、この点に関し、一定程度の具体的なやり取りをしたものと思い違いをしたとしても不自然とは言い難いこと
- ③ B氏は、本件取調べにおいて、保釈後の自らの状況を語る中、選挙で国会議員に選ばれた立場にあることを前提に、選挙民（支援者）からの視線を意識した発言を繰り返していること
- ④ B氏が、本件取調べにおいて、勾留中におけるE弁護士からの助言等を振り返る発言をしていたこと
- ⑤ 田代検事は、勾留中にも、B氏が供述調書の作成を巡るやり取りの中で、「突き放さないでくださいよ。」と発言したことがあったなどと述べており、田代検事は、そのときの記憶とがごっちゃになってしまったのではないかと述べているところ、B氏が勾留中もA氏への報告等を認めながらE弁護士の指導を受けて供述調書を作成することを逡巡していたのと同様、本件取調べでも、A氏への報告等は認めつつ、その内容の供述調書の作成を逡巡していた状況があつたこと
- ⑥ 田代検事は、通常、供述調書の内容確認は読み聞かせによっているため、今回も読み聞かせをしたものと思っていたが、普段、読み聞かせをするタイミングで木村検事に呼ばれて木村検事の下に赴いたことから、読み聞かせを失念してしまったものと思う旨述べるところ、本件録音記録上もそのような状況があつたと認められること
- ⑦ 田代検事は、本件取調べ後に初めて報告書の作成を指示されたものであり、5時間以上にも及ぶ取調べにおいて一切メモを作成していかなかつ

たこと

- (8) 本件録音記録の存在が明らかとなり、田代報告書との間に齟齬があることが判明した後の田代検事の言動をみても、そのような記載となった理由について複数の者に対し、それぞれ同趣旨の説明をしており、故意に虚偽の記載をしていたことをうかがわせるような様子もみられないこと
- (9) 前記のとおり、田代報告書には、B氏の供述の趣旨に相反するような記載はなく、具体的なやり取りについて、あえてその記憶とかけ離れた記載をするというのも考え難いこと

#### ウ B氏の著書に関する証言について

勾留中の取調べで田代検事から受けた説得の具体的な内容について言及されているB氏の著作物は、前記(3)・ア・ア・b【注】掲記のもののみであるところ、同著作物が掲載された書籍は、田代報告書の作成よりも約3か月後に発刊されている。

この点、田代検事は、証言当時、当該著作物を読んでいたが、それは、田代報告書を作成するよりも前のことであると思っていた旨説明している。

#### **【検査の結果】**

以上のような事実関係を前提とし、田代報告書の作成及び検察審査会への提出行為が虚偽有印公文書作成・同行使罪に当たるか(別紙3・第2)、田代検事の証言が偽証罪に当たるか(別紙3・第5)について検討した結果は、概要以下のとおりである。

##### (1) 処分結果

###### ア 田代検事

別紙3・第2、第5いずれも不起訴処分(嫌疑不十分)

###### イ 佐久間部長、木村検事、斎藤副部長

別紙3・第2につきいずれも不起訴処分(嫌疑なし)

##### (2) 不起訴理由の骨子

###### ア 虚偽有印公文書作成・同行使(別紙3・第2)について

###### ① 田代検事について

① 前記のとおり、田代報告書の内容は、本件取調べにおけるB氏の供述の趣旨と実質的に相反しない内容となっており、B氏が述べたものと評価できない内容が記載されたとは認められない。しかし、別紙3・第2・2・①の記載は、問答式かつ口語調で記載されているため、読み手に対してB氏と田代検事との間でそのようなやり取りがあったとの誤解を与える可能性があるといふ面において不正確である。

② 田代検事が報告書作成に当たり、別紙3・第2・2・①の記載内容と大筋で一致するやり取りがあったものと思い違いをしていた可能性を否定することができない事情が複数認められ、田代検事に虚偽公文書作成の故意があったと認めるのは困難である。

③ 別紙3・第2・2・②の記載内容については、そのような趣旨のやり取りが現にあったものと認められ、虚偽に当たるとの法的評価は困難である。

###### ④ 佐久間部長、木村検事、斎藤副部長について

田代報告書に不正確な記載があることを認識していたことをうかがわせる事情が一切ない。

#### イ 偽証（別紙3・第5）について

- ① 田代報告書の記載が前記のとおり思い違いによるものである可能性が否定できない以上、勾留中の取調べと記憶が混同し整理して記載した旨の証言が記憶に反するものと認めるることは困難である。
- ② 著書の発刊日という事後的に容易に判明する事項に関わる事柄について、偽証の制裁を認識しつつあえて記憶に反する証言をすることは考え難い。

#### 【監察調査の結果】

- (1) 監察調査の観点からは、以下の点が指摘できる。

前記のとおり、田代報告書が、いわゆる問答式で記載されている点は、読み手に対し、実際にそのような具体的なやり取りをしていたかのような誤解を与えるかねないものである〔注〕。

そして、このように問答式で記載されている点については、田代検事において、B氏がそのような受け答えをしたと思い違いをしていた可能性はあるものの、一定の疑念は残ると言わざるを得ず、具体的なやり取りの記憶としては明瞭でない部分があったにもかかわらず、問答式で整理して記載したことは、読み手に対し、実際に具体的なやり取りがあつたかのような誤解を与えるかねないものであり、捜査報告書の作成方法としても不適正と言わざるを得ない。

確かに、本件報告書は、木村検事からの「具体的に分かりやすく」との指示に応じて作成したものと思料されるものの、5時間以上の取調べの中でメモも作成しておらず、元々、捜査報告書作成の指示を受けていなかったことなどからすれば、木村検事に対し、具体的なやり取りの記憶が明瞭でない部分があるのであれば、その旨率直に報告するなどして記憶が明瞭な部分についてのみ報告書を作成すべきであり、慎重さを欠いた、軽率な行為と言わざるを得ない。

- (2) なお、本件報告書は、供述調書と異なり、供述人に、その場で内容の確認が取れないものであることなどを踏まえ、上司も含め、その作成目的につき認識を共通にするはもとより、内容の正確性に一層配意するよう指示するなど、事前に適切な指導を行うことが望ましかったと思料される。

〔注〕 本件報告書がそのように問答式で具体的かつ詳細に記載されていることを踏まえ、2月17日決定においても、公判廷で取り調べられた証拠を基に「本件捜査報告書が問答体で具体的かつ詳細な記載がされていることに照らすと、あいまいな記憶に基づいて作成されたものとは考え難く、記憶の混同が生じたとの説明は、にわかには信用することができない。」と指摘されている。

#### 3 檢察審査会への資料の提出

- 東京地検検察官は、第一段階審査のため、検察審査会に提出すべき証拠からA氏に有利な証拠を殊更に除外しており、これは、偽計業務妨害罪に当たるのではないか。犯罪に当たらないとしても、不適正行為に当たるのではないか。
- 東京地検検察官は、第二段階審査のため、検察審査会に資料を提出するに当たり、内容虚偽の捜査報告書を送付しており、これは、偽計業務妨害罪に当たるのではないか。犯罪に当たらないとしても、不適正行為に当たるのではないか。
- 東京地検検察官には、検察審査員を不当に「起訴相当議決」や「起訴議決」に誘導しようとの意図があったのではないか。

## 【前提となる事実及びその評価】

### (1) 檢察審査会に提出する資料

不起訴記録は、不起訴処分の判断の前提となる記録であり、検察官は、被疑事実の存在を肯定する証拠として評価できるものと否定する証拠として評価できるものを総合的に吟味・検討した上、不起訴処分の判断をすることから、通常は、不起訴記録には両者の証拠が混在しており、検察審査会から不起訴記録の提出を求められた場合には、これらをそのまま提出すべきこととなる。

### (2) 第一段階審査関係

#### ア 第一次不起訴処分（嫌疑不十分）の理由の骨子

- ① 代表者を収支報告書の不記載罪等に問うたためには、代表者が会計責任者と共に謀し、自らの犯罪を実行する意思を有していたことを立証する必要があり、単に不記載等の事実を認識・認容していたことを立証するのでは足りない。
- ② 団体Xが4億円の定期預金を設定する際に、A氏が融資申込書等に自署するなどした事実からすれば、その経緯の認識等に関するA氏の弁解は信頼し難い。
- ③ 他方、B氏やD氏のA氏に対する収支報告書への不記載等の報告状況に関する供述が必ずしも具体的なものではなく、これらがA氏の犯意を直ちに基礎付けるものとまではいえない。
- ④ A氏の犯意及び共謀を、有罪認定に必要なおよそ疑問の余地のない程度まで立証することは困難である。

#### イ 檢察審査会に提出された資料

- ① 檢察審査会から「この事件の審査に必要な不起訴処分記録」の提出を依頼され、東京地検が検察審査会に提出したA氏事件の不起訴記録の内容を改めて確認したところ、A氏にとって有利・不利となり得る証拠がいずれも含まれており、不起訴記録から特定の証拠を除外したとはみられない。
- ② 檢察審査会に提出されなかった、ゼネコン等の関係者から聴取した内容を記載した捜査報告書及び取調べメモは、団体Xの土地購入資金である4億円の原資等被疑事実の立証との関係で直接的な関連を有するものではなく、A氏を被疑者とする事件の不起訴記録を構成するものとはみられない。なお、最高検の示した指針により、実務上、取調べメモは記録としては取り扱われていない。
- ③ 檢察審査会に提出されなかった、B氏の弁護人から提出された取調べについての不満申入書等については、B氏の取調べに関するものであり、また、飽くまで取調べの在り方に関する見解について述べたもので、個別に違法・不適正な取調べが行われていることに対する申入れを具体的な内容とするものとは認められず、A氏を被疑者とする事件の不起訴記録を構成するものとはみられない。

#### ウ 第一段階審査の結論を誘導する意図の有無

以上からすれば、第一段階審査の際、検察官が不当に検察審査会の議決が起訴相当議決になるよう誘導する意図があったとは認めることができない。

#### エ 第一段階審査に基づく起訴相当議決の骨子

- ① A氏への報告等を認めるB氏やD氏の供述という直接証拠に対し、A氏は、収支報告書を提出前に確認することはないなどと供述しているが、極めて不合理・不自然である。

- ② A氏からの4億円を原資として本件土地を購入した事実を隠ぺいするため、銀行への融資申込書や約束手形にA氏自らが署名・押印をし、団体Xの定期預金を担保に年額約450万円の金利を払ってまで銀行融資を受けていることや、絶対的権力者であるA氏に無断で秘書らが隠ぺい工作等をする必要も理由もないことなどの情況証拠を総合することによって、A氏と秘書らとの共謀を認定することができる。
- ③ 「秘書に任せていた」と言えば、政治家本人の責任は問われなくて良いのか、近時、「政治家とカネ」にまつわる政治不信が高まっている状況下にもあり、市民目線からは許し難く、A氏を起訴し、裁判所で真実の事実関係と責任の所在を明らかにすべきである。

(3) 第二段階審査関係

ア 第二次不起訴処分（嫌疑不十分）の理由の骨子

検察審査会の議決を踏まえて再捜査を行い、検察審査会がA氏の共犯性を立証するに足る証拠として列挙したものを中心に検討したが

- ① 再捜査におけるB氏の供述は、基本的には第一次不起訴処分前と同一であり、証拠上の難点が解消されていない
- ② D氏についてはA氏への報告等を否定するに至っている  
など、A氏の弁解を覆してB氏らとの共謀を認めるに足りる証拠が存することは言い難い。

イ 検察審査会に提出された資料

① 東京地検検察官は、第二段階審査のため、検察審査会からの要求に基づき、第一段階審査のため検察審査会に提出した不起訴記録に加え、再捜査後に作成した証拠書類であるA氏及びB氏の供述調書並びに田代報告書等の再捜査において収集した証拠、さらに、証拠に対する検察官の評価等を整理した5通の捜査報告書（斎藤副部長名義報告書1通（以下「斎藤報告書」という。）、木村検事名義報告書4通）を提出了。

② 斎藤報告書は、「再捜査の結果を踏まえ、被疑者の共犯性に関する主要な証拠等について検討した結果」が記載されたものであり、B氏及びD氏の供述調書の要旨が引用され、その信用性を評価するための肯定的要素と否定的要素が記載されているが、信用性判断の結論は示されていない。なお、斎藤報告書には田代報告書が引用されているが、田代報告書に不正確な記載がなされていることをその原案を起案した佐久間部長や最終的に内容を確認して署名した斎藤副部長が認識していたことをうかがわせる事情はない。

また、斎藤報告書には、佐久間部長により、A氏の共謀の認定に関わる部分にアンダーラインが引かれているところ、B氏の供述の信用性を減殺する事情に関わる部分にも、佐久間部長によってアンダーラインが引かれている。

これらアンダーラインは、A氏への報告等に関するB氏及びD氏の供述については、起訴相当議決において、共謀に関する直接証拠と位置付けられている重要な証拠であり、他方、検察は、そのやり取りについて具体性に欠けるなどと評価していたので、そのやり取り部分等が検察審査会に分かりやすいように引いたものと認められる。

- ③ 木村検事名義報告書4通の内容は、以下のとおりである。
- ⑦ 本件4億円に関する捜査結果として、特定の建設会社から受領した現

金の一部がその出所である可能性が高いことを指摘するとともに、他の業者からA氏に対する具体的な資金提供については解明できていない旨の記載がなされているもの

- ① A氏の供述が信用し難いことにつき、他の証拠との整合性やその供述の合理性の観点から検討しているもの
- ② A氏の供述を踏まえ想定される弁解を検討したもの
- ③ 檿察審査会の起訴相当議決の内容を分かりやすく整理したもの

これら報告書について、木村検事は、起訴相当議決においても指摘されたとおりA氏の供述は信用できないと判断できるものの、それを踏まてもなお不起訴という判断をしたものであることを檿察審査会に伝える意図で作成したものと認められる。

#### ウ 第二段階審査における検察官の説明

齋藤副部長は、検察審査会に出席して意見を述べているが、その際には、不起訴裁定書に基づき、東京地検がA氏を不起訴と判断した理由を説明したものと認められる。

#### エ 第二段階審査の結論を誘導する意図の有無

最高検は、起訴議決制度の施行に先立ち、全国検察庁に対して、起訴相当又は不起訴不当の議決に係る事件の再捜査及び処分に当たっては、当該議決の内容を虚心坦懐に受け止め、これも踏まえ、必要な捜査を遂げた上、法と証拠にのっとり、適正に処分を決するよう指示している。

そして、検察審査会制度は、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図ることを目的とする制度であり（検察審査会法第1条第1項）、不起訴判断に当たっての検察官の証拠評価や判断過程を正しく検察審査員に伝えることは、検察審査員が、検察官の判断を正確に理解した上で、その判断が一般国民の常識に沿うものといえるかの判断を可能にするためのものである。

したがって、先に述べたような内容が記載されている齋藤報告書及び木村検事名義報告書のような報告書を作成することは、かかる制度目的や最高検による前記指示の趣旨に反するものとはいえない。

以上からすれば、第二段階審査の際、検察官が不恰當に検察審査会の議決が起訴議決になるように誘導する意図があったとは認められない。

#### **【検査の結果】**

以上のような事実関係を前提とし、第一段階審査、第二段階審査のため検察審査会に資料を提出した行為に関する告発事実（別紙3・第1、第4）について検討した結果は、概要以下のとおりである。

##### (1) 処分結果

別紙3・第1、第4いずれの事実についても、各被告発人いずれも不起訴処分（嫌疑なし）<sup>〔注〕</sup>

〔注〕 なお、吉田正喜副部長が、田代報告書を引用した報告書を作成した行為が虚偽有印公文書作成罪に当たるなどとする告発もなされているところ（別紙3・第3・2・(1)），吉田正喜副部長は当時東京地検公判部副部長であり、かかる報告書を作成した事実がないことが明白であることから、不起訴処分（嫌疑なし）とした。また、佐久間部長が、齋藤副部長名義で自己宛ての齋藤報告書を作成した行為が齋藤副部長との共謀による虚偽有印公文書作成罪に当たるなどとする告発もなされているが（別紙3・第3・2・(2)），原案を佐久間部長が起案したとしても、齋藤副部長がその内容を確認し署名をして佐久間部長宛てに作成したものと認められる以上、その記載に虚偽があるとは認められないことから、不起訴処

分（嫌疑なし）とした。

## (2) 不起訴理由の骨子

ア 「偽計等」を用いて「業務を妨害した」ことを構成要件とする偽計業務妨害罪における「偽計」は、業務の適正性・公正性を害する危険を生じさせるものでは足りず、業務そのものの平穏かつ円滑な実施を妨害する危険を生じさせるものである必要があると解される〔注〕。

各告発の趣旨は、被告発人らの行為が検察審査会の判断の適正性・公正性を害する危険のあるものとして偽計に当たるとするものであり、そもそも偽計業務妨害罪の構成要件に当たらない。

〔注〕 この点については、例えば、以下のような政府答弁がある。

第65回国会衆議院法務委員会（昭和46年3月12日）・法務省刑事局長答弁

「業務そのものが妨害されるとか、妨害されるような状態になっておるという場合、これはもうこの業務妨害罪が成立することはもちろんでございますけれども、業務そのものは外形的には行われてしまつておる、平穏に行われておるという場合でございますが、この場合について、ただいまG委員の御指摘になりましたような非常に広い意味の業務の適正が阻害されたという点まで、この業務妨害罪が成立するかどうかにつきましては、相当疑問があろうかと思うのでございます。」

イ なお、例外的な場合として、業務の適正性・公正性を害する危険を生じさせるにとどまるような性質の行為であっても、その行為の規模・程度等により、業務そのものの平穏かつ円滑な実施が妨害されたと同視できるほどの危険性のある「偽計」が用いられたと評価できる場合が想定し得るが、前記のとおり、第一段階審査、第二段階審査における検察審査会に対する資料の提出行為は、いずれも検察審査会の要求に従った適正なものであったと認められる。

また、第二段階審査においては、結果として不正確な記載のある田代報告書や齋藤報告書等が検察審査会に提出されているが、議決書の記載によっても、検察審査会に本件取調べにおけるやり取りの趣旨が誤って伝えられたものとは考えられず、客観的にみても、検察審査会の審査業務の適正性・公正性に影響を及ぼすものとは認められず、ましてや、審査業務そのものの平穏かつ円滑な実施が妨害されたと同視できるほどの危険性があったとは認められない。

## **【監察調査の結果】**

監察調査の観点から検討した結果としても、以下のとおり、不適正行為があったとは認められない。

### (1) 第一段階審査のための資料提出

前記のとおり、不起訴記録が適正に提出されたと認められ、不適正行為は認められない。

### (2) 第二段階審査のための資料提出

齋藤報告書及び木村検事名義報告書4通を作成し、検察審査会に提出して、検察審査会に対し、検察官の主張や証拠評価を示すことは、これら報告書にA氏の供述の信用性についての評価等が記載されていたことなどから、一面、検察官は、一方で不起訴処分を維持しているながら、他方で検察審査会を起訴議決に導く意図を有しているのではないかとの誤解を受けるおそれが必ずしも否定できないものではあるものの、これら5通の報告書には、検察審査会の起訴相当議決を受けて、検察官が捜査を遂げた結果、なおも不起訴とした判断過程に

つき、積極・消極両面の事情が客観的に示されているものであって、検察審査会に検察官の判断過程を正しく伝え、それも踏まえ、検察審査会が、検察審査会制度の趣旨に照らし、一般国民の常識・感覚から、不起訴処分の当否を判断するのに資するものと考えられ、これらの報告書を作成し、検察審査会に提出した行為は不適正な行為とは言えない。

#### 4 平成23年1月、B氏の取調べ録音内容判明後の東京地検の対応

- 東京地検特捜部長らは、田代報告書の記載が録音記録と異なることを把握しながら何ら捜査をしていないが、これは、犯人隠避罪に当たるのではないか。犯罪に当たらないとしても、不適正行為に当たるのではないか。

##### 【前提となる事実及びその評価】

###### (1) B氏による取調べ状況の録音事実が判明した経緯

ア 平成23年1月5日、B氏の弁護人から東京地裁に提出された同日付け「請求予定証拠の申出書」の記載から、B氏が本件取調べの状況を秘密裡に録音していたことが判明し、同月6日、B氏の弁護人から本件録音記録に係るデータが、同月7日、その反訳書の草稿が、東京地検の秘書事件公判を担当する検察官に届けられた。

イ その後、同検察官において、本件録音データや本件反訳書を検討したところ、その内容と田代報告書の内容に齟齬があることが判明し、この点については、東京地検特捜部副部長のP1検事が検討することとなった。

###### (2) P1副部長による検討

ア P1副部長は、同月7日頃、本件反訳書と田代報告書を入手して検討を開始し、同月12日頃には、田代検事から、齟齬の原因について聴取し、その結果を取りまとめた。

イ その際、P1副部長は、田代報告書に記載されたのと似たような、ヤクザ云々の話等が本件反訳書の中に出ていた上、勾留中から取り調べている相手に対し同じ事柄について取調べを行っていたものであり、しかも、約5時間もメモを作成することなく取り調べていたため、田代検事が説明するように、勾留中に出た話と平成22年5月17日の話の記憶がごっちゃになる、すなわち混同することもあり得ると思われたことから、田代検事の説明が嘘であるということはできず、虚偽公文書作成罪に問うことはできないと判断した。

###### (3) 東京地検幹部・上級庁等への報告

ア その後、P1副部長は、平成23年1月12日頃、東京地検特捜部長である堺徹検事（以下「堺部長」という。）に対し、田代検事の説明状況を報告したところ、堺部長も、田代報告書と本件反訳書の記載内容、田代検事からの聴取結果等を検討した上で、田代検事が、田代報告書にあえて虚偽の記載をしたとは言えず、田代検事を虚偽公文書作成罪により立件して捜査しなければならない状況ではないと判断するとともに、この問題については、特捜部の判断だけで終わらせることなく、上司、上級庁に、情報を正確に報告する必要があると判断した。

イ そのため、堺部長及びP1副部長は、同月13日午前中に、東京地検次席検事、検事正に特捜部の意見・判断を報告した。その後、P1副部長は、同日中に、東京高検、最高検に、順次、同様の報告をした。

##### 【捜査の結果】

以上のような事実関係を前提とし、東京地検検察官が田代報告書の記載と本件録音記録との間に齟齬があることに気付いた後の行為が犯人隠避に当たるとする告発事実（別紙3・第6）について検討した結果は、概要以下のとおりである。

**(1) 処分結果**

各被告発人のいずれも不起訴処分（嫌疑なし）

**(2) 不起訴理由の骨子**

- ① 堀部長は、田代報告書の記載と本件録音記録との齟齬についてP1副部長が行った検討結果に基づき、その対照状況、これについての田代検事の説明内容をありのまま正確に上司や上級庁に報告したものと認められ、事実のすり替えや虚偽報告をしたとは認められない。
- ② 本件録音記録の存在が報道等で公になっており、指定弁護士に対して田代報告書が交付されているなどの状況において、堀部長らが捜査を行わなかつた不作為が積極的に事件を隠ぺいする作為と同視し得るものとは評価できない。
- ③ 堀部長には、田代検事が虚偽公文書作成罪を犯した犯人であるとの認識があったとは認められない。
- ④ この問題の検討は、東京地検特捜部において行うこととされており、当時東京地検公判部副部長であった斎藤副部長（告発事実では前記のとおり特捜部副部長とされている。）は、この問題の検討を担当していなかった。

**【監察調査の結果】**

- (1) 東京地検特捜部が田代検事に虚偽公文書作成罪の故意が認められず、虚偽公文書作成・同行使罪が成立しないと判断したことには、合理性が認められる。
- (2) 田代報告書と本件録音記録の齟齬は、堀部長から上司、上級庁に速やかに報告されており、その際、当時、P1副部長が把握していた事実関係が正確に報告されていたと認められ、その報告の過程で事実のすり替えや虚偽報告等がなされたことをうかがわせる事情は一切存しない。また、上級庁の判断にも問題は認められない。
- (3) なお、当時、田代報告書と本件録音記録の齟齬を検察から積極的に公表しなかつたことについては
  - ① 平成23年1月の時点では、秘書事件の公判を控え、A氏事件の起訴も間近に予想される段階で、証拠の内容をその公判の前に明らかにすれば、その裁判に予断を与えることにもなりかねず、指定弁護士等の今後の公判活動にも影響を与える可能性があり、そのような事態は避けるべきであると考えられたこと
  - ② いずれは、田代報告書と本件録音記録との齟齬が公になり、刑事告発される可能性についても認識しており、その時点で適切に対応することで足りると判断していたことから、合理的な理由があつたと認められる。  
したがって、当時の東京地検の判断が不適正行為に当たるとは認められない。

**5 その他の取調べ**

- 田代検事による勾留中のB氏に対する取調べに不適正行為があつたか。
- 吉田正喜副部長による勾留中のB氏に対する取調べに不適正行為があつたか。
- P2検事の勾留中のD氏に対する取調べに不適正行為があつたか。

## 【監察調査の結果】

### (1) 田代検事による勾留中のB氏に対する取調べについて

6月30日決定及び2月17日決定は、勾留中のB氏の取調べにおける田代検事の言動に関し、「特捜部は恐ろしいところだ」との発言をした可能性が否定できない、A氏の関与を全面的に否定しているとかえってA氏が起訴されるなどとB氏を懐柔・説得するなどの取調べをした疑いがあるなどと指摘する。

この点、田代検事は勾留中の取調べでB氏に対し、このような言動はしていない旨述べているところ、これを裏付ける事情があり、一定の信用性は認められるものの、各決定が指摘するとおり、本件取調べ時の田代検事の発言からすると、田代検事が、各決定が指摘する発言をしたとの疑念を払拭することができない。

### (2) 吉田正喜副部長による勾留中のB氏に対する取調べについて

6月30日決定及び2月17日決定〔注〕において、勾留中のB氏の取調べにおける吉田正喜副部長の言動に関し、取調べ中、建設会社からの献金受領を認めないB氏の面前でB氏が供述したことを書き取ったメモ紙を破ったことが指摘されているところ、吉田正喜副部長が取調べにおいてそのような行為に出た事実は認められる。

吉田正喜副部長がB氏を取調べ中、B氏の面前でメモ紙を破ったことは、間接暴行とまでは評価できないものの、「被疑者に対する威迫ともいえる行為」であり、不適正な行為と言わざるを得ない。

〔注〕 2月17日決定では、特捜部が、B氏の支援者を呼び出して事情聴取を行っていたこと、吉田正喜副部長が、取調べの際、取調べメモをB氏の面前で破るという行動に出たこと、B氏の政策秘書も、特捜部所属の検察官から、団体X事件と異なる事実について厳しい取調べを受けたことが認められ、これらの事実は、B氏の献金の受領やA氏の関与について供述を迫るために、田代検事と共に、特捜部の複数の検察官がB氏に圧力をかけていたことをうかがわせるものであって、ひいては、田代検事の取調べは個人的なものではなく、組織的なものであったとも疑われるとも指摘している。

監察調査によても、当時、特捜部は、B氏に対する別件を捜査するため、B氏の支援者から事情を聽いたり、B氏の秘書を取り調べ、また、吉田正喜副部長がB氏から別件につき検察官調書を作成するなどしたことは認められ、これら別件につき捜査することが、客観的にみると、B氏に対するプレッシャーになったことは否定できない。ただ、それは、余罪の嫌疑がある全ての被疑者に当てはまる事であって、問題となるのは、嫌疑もない事実について、捜査する気もないのに、本件について被疑者の供述を得る目的で、被疑者の関係者から聴取するなどの捜査を行うことであるが、本件ではそのような事実は認められない。

なお、B氏の秘書に対する取調べについては、6月30日決定において、取調べに関する同秘書の供述が信用できないと認定しており、また、監察調査の結果としても、取調べ検察官が一定の配慮をしながら取調べを行っており、不適正なものとは認められない。

### (3) P 2 検事による勾留中のD氏に対する取調べについて

6月30日決定及び2月17日決定において、P 2 検事が勾留中のD氏に対する取調べにおいて、公判でD氏が供述するような不適正な取調べをした可能性が否定できない、あるいはその疑いが残るとの指摘がなされている。

しかしながら、前記のとおり、各決定は、P 2 検事が違法・不適正な取調べをした疑いがある旨指摘はしているものの、P 2 検事が違法・不適正な取調べをしたとまで認定したものではないところ、監察調査の結果を踏まえても、P

2 檢事が違法・不適正な取調べをしたと認定することはできない。

### 第3 改善策及び監察調査結果を踏まえた措置

#### 1 改善策

##### (1) 総論

検察では、いわゆる厚労省元局長無罪事件等を契機に検察改革を進め、特別捜査部については、平成23年2月以降、その組織の在り方の見直しのほか、高等検察庁の検事長による指揮並びに最高検察庁及び高等検察庁の特別捜査係検事の指名（縦からのチェック体制の構築）、公判部等に所属する総括審査検察官の指名（横からのチェック体制の構築）などの改革を実施し、また、同年3月18日以降に被疑者を逮捕した事件については、身柄拘束中の被疑者の取調べの録音・録画の試行を実施しているところである。

本件で問題視された行為等は、これら一連の検察改革に着手する前に行われたものであり、同種行為の再発を防止するため、あるいは、今後の捜査活動等のより一層の適正化を図るために、まず、現在実施している改革を徹底して継続することこそが肝要であり、効果的である。

その上で、本件の検察審査会との関係に見られる特殊性に鑑み、継続中の検察改革に加え、更に以下のとおりの措置を実施することとする。

##### (2) 具体的措置

ア 検察審査会の起訴相当の議決を受けて再起された独自捜査事件を対象として、以下の4つの措置を実施する。

① 被疑者又はその共犯者（以下「被疑者等」という。）の取調べは、原則として、録音・録画を実施することとする。

② 検察官が作成する被疑者等の供述を内容とする捜査報告書は、捜査報告書によらなければ、その供述を証拠化することができない場合を除き、その作成はしないこととする。

③ 検察官の主張や証拠の評価については、証拠であるとの誤解を受けないようにするために、できる限り、不起訴裁定書に記載しなければならないこととする。

④ 再起後の捜査においては、第一次不起訴処分の際の主任検察官を関与させず、基本的に、より上位の検察官を主任検察官に指名することとし、また、被疑者等の取調べの担当検察官は、第一次不起訴処分までの捜査における検察官とは別の検察官を指名することとする。

イ 検察官が不起訴とした独自捜査事件につき、検察審査会の要求を受けて会議に出席して意見を述べるときは、必要に応じて、不起訴記録中の被疑者・参考人の供述を内容とする捜査報告書については、当該捜査報告書に記載された内容について本人の確認を経ておらず、その署名等もないことを説明することとする。

ウ 適正な取調べの在り方、適正な捜査報告書の作成について、より一層指導を徹底するとともに、研修の充実を図る。

#### 2 監察調査結果を踏まえた措置

検事総長から東京地検検事正に対し、以下の改善等を指示した。

##### (1) 被疑者等の取調べの在り方

被疑者・被告人の取調べに当たっては、「検察の理念」にもあるように

① 被疑者・被告人の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集

- ・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行うこと
- (2) 供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努めること  
を引き続き指導するとともに、特捜部における取調べの録音・録画の試行についても、引き続き積極的に実施されたい。

#### **(2) 捜査報告書の在り方**

被疑者・参考人の供述を内容とする捜査報告書の作成に当たっては、その作成の必要性を十分検討させるとともに、その作成目的（使用目的）を踏まえ、内容の正確性に一層配意するように指導されたい。なお、被疑者・参考人の供述の変遷理由や自白した理由（供述を維持した理由）については、供述調書へ録取させるよう指導されたい。

#### **第4 終わりに**

本件捜査活動の問題点については、国会や報道等でも大きく取り上げられ、国民の大きな関心を呼んだ。

折しも、現在、法務省及び検察庁においては、いわゆる厚労省元局長無罪事件やこれに関わる検察官による証拠改ざん事件、犯人隠避事件等の一連の事態により失われた国民の信頼を回復するため、種々の改革策に取り組んでいるところであり、そのような中、これら改革策を講じる前の捜査活動に関わる問題であるとはいえ、検察官の捜査活動について、その適正性・公正性に対し国民から疑念を抱かれる事態を招來したことは、誠に遺憾である。

今後は、現在、取り組んでいる改革策のみならず、今般の問題を受けて講じることとした改善策の適正な運用に努め、一日も早く国民の皆様からの信頼を回復できるよう真摯に努力してまいりたい。

秘書事件公判、A氏事件公判の証拠決定における検察官の取調べの問題点に関する  
裁判所の指摘

第1 6月30日決定が指摘する検察官の取調べの問題点（要旨）

1 田代検事

- ① 平成22年1月14日の取調べにおいて、B氏に対し、「特捜部は恐ろしいところだ、何でもできるところだぞ。捜査の拡大がどんどん進んでいく。」という発言をした可能性を否定できない。
- ② 平成22年1月19日の取調べにおいて、B氏に対し、「これぐらい書いてもAさんは起訴にならないから。」旨発言した。
- ③ 平成22年5月17日の取調べにおいて、B氏に対し、暗に特捜部は強い力を持っていることを示し、再逮捕の可能性を示唆し、また、従前の供述を維持することがA氏に対する検察庁の不起訴処分や検察審査会における有利な議決を得る手段である旨発言した。

2 吉田正喜副部長

B氏に対し、「こんなのはサイドストーリーだから」と怒鳴り、B氏の面前で、取調べ中にB氏が供述したこと書き取ったメモ紙を破る。

3 P2検事

D氏の「平成22年1月21日の取調べの際に『担当官が替わったから、おまえ態度を変えるのか、おれをなめくさっているのか。』などと怒鳴られた。」「検察官から、署名しないと保釈はない、勾留期間が延びる、他の人たちの取調べもきつくなる、再逮捕を別件でできる、素直に応じれば悪いようにしないなどと繰り返し言われた。」旨の取調べ状況についての供述は、それを裏付けるだけの有力な証拠はないものの、相当厳しい取調べがなされた可能性を否定できない客観的状況とは符合しており、一定程度の信用性は認められる。

第2 2月17日決定が指摘する検察官の取調べの問題点（要旨）

1 田代検事

(1) 平成22年5月17日のB氏の取調べ

- ① A氏の関与を認める供述を覆す旨の調書を作成すると、検察内部の強硬な考え方の持ち主が、A氏を不起訴処分にした方針を変えて、起訴処分に転じるように主張し、B氏が従前の供述を維持すれば、A氏に対する不起訴処分を維持することになる旨の見通しを示すなどして、従前のA氏の関与を認める供述を維持するよう繰り返し推奨
- ② B氏が従前の供述を覆すと、検察審査員も、B氏がA氏から指示されて供述を覆したものと考え、検察審査員を刺激して起訴議決に至る可能性があるので、従前の供述を維持した方が良い旨説明
- ③ B氏がマスコミに対して供述を覆していること等について検察の幹部が立腹している旨述べ、再逮捕を恐れている旨のB氏の発言に対して、B氏が普通の対応をしている限り再逮捕されることはないが、検察がB氏を再逮捕しようと組織として本気になったときに全くできない話ではない旨発言
- ④ 調書の案文は、取調べ当日におけるB氏の具体的な供述内容に基づいておらず、田代検事が勾留段階の調書の記載を基にするなどして一方的に作成したとうかがわれる（B氏の訂正申立て等も拒否）。

## (2) 平成22年1月13日頃のB氏の取調べ

B氏に対し、建設会社からの金銭受領を否認し続けていると、特捜部は恐ろしい組織なので、B氏が予想もできないような不利益を被ることになりかねないとして、事実関係を供述するよう促す。

## (3) B氏の勾留段階の取調べ

A氏の関与等を否認するB氏に対し、そのような供述態度を維持していると、捜査が拡大し、別件での再逮捕などの不利益を被ることがあり得ることを示唆し、B氏とのやりとりの中でA氏の関与を認める調書の案文を作成し、この程度の記載であれば、A氏が起訴されることではなく、A氏の関与を全面的に否定しているとかえってA氏が起訴されるなどとB氏を懐柔・説得するなどの取調べをした疑い。

## 2 P 2 検事

D氏に対し、保釈や別件逮捕の可能性、C氏やB氏の取調べが厳しくなり、捜査の拡大を招くなどの不利益を言う一方、認めれば保釈や処分において悪いようにはしない旨の利益誘導を行い、さらに、C氏が事実を認めているので、D氏がこれを否認してもC氏は無罪にならない旨の説明がなされた疑いが残る。

A氏事件公判の証拠決定における田代報告書の問題点に関する裁判所の指摘

2月17日決定が指摘する田代報告書に関する問題点

5月17日の取調べの後、田代検事は、同取調べにおいて、B氏が、「勾留段階において、選挙民は、私が被告人の秘書だったという理由で投票したのではなく、私という個人に期待して国政に送り出したのに、やくざの手下が親分を守るためにうそをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになると、田代検事から言われて、堪えきれなくなって、被告人の関与を認める供述をした。」旨述べ、また、「今更被告人が関係なかったと言っても信じてもらえるわけがないし、かえつて、口止めをしたに違いないとか、絶対的権力者なんだと思われる。」旨述べて、それまでの供述を維持することを決意したなどを記載した捜査報告書を作成しているが、これらの記載は、取調録音によれば、5月17日の取調べの内容としては、事実に反するものである。田代検事は、同捜査報告書について、「同日の取調べの後に数日かけて作成した際、記憶の混同が生じて事実に反する内容になった。」旨公判で供述するが、同捜査報告書が問答体で具体的かつ詳細な記載がされていることに照らすと、あいまいな記憶に基づいて作成されたものとは考え難く、記憶の混同が生じたとの説明は、にわかには信用することができない。

### 告発の概要

#### 第1 偽計業務妨害

##### 1 被告発人

氏名不詳

##### 2 告発事実の要旨

被告発人（不詳）は、東京地方検察庁において職務に従事するものであるが、同庁が不起訴処分としたA氏に対する政治資金規正法違反事件について、その審査を行う東京第五検察審査会に対し、不起訴を相当とする判断の根拠となり得る証拠を殊更に除外することによって、同検察審査会が「起訴相当」の議決を行う可能性を高めようと企て、不起訴記録の中から、検察官がいわゆるゼネコン関係者に対して行った取調べの結果について、「A議員に対して裏献金を供与したことはない」などの供述内容であった旨報告する捜査報告書等を不起訴記録から除外して同検察審査会に送付することにより、不起訴記録に含まれる全ての証拠に基づいて適正に行われるべき検察審査会の審査を、一部の証拠のみに基づいて不適正に行われるようにして、もって偽計により業務を妨害した。

#### 第2 虚偽有印公文書作成・同行使

##### 1 被告発人

田代政弘：当時東京地方検察庁検事

佐久間達哉：当時東京地方検察庁特別捜査部長

木村匡良：当時東京地方検察庁検事

斎藤隆博：当時東京地方検察庁特別捜査部副部長

##### 2 告発事実の要旨

被告発人田代政弘、同佐久間達哉、同木村匡良及び同斎藤隆博は、共謀の上、東京地方検察庁が不起訴処分を行ったA氏に対する政治資金規正法違反事件に関し、東京第五検察審査会が「起訴相当」の議決をしたことを受け、同事件の再検査の一環として、平成22年5月17日、B氏の取調べを行い、その結果を、捜査報告書として同庁特別捜査部長等に報告するに当たり、行使の目的で、同人が取調べで供述した事実がないのに、同人が

① 「私が『A先生は一切関係ありません』と言い張ったら、検事から、『あなたは11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。Aの秘書という理由ではなく、Bに期待して国政に送り出したはずです。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るためにウソをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになりますよ。』と言われたんですよね。これは結構効いたんですよ。堪えきれなくなって、A先生に報告し、了承も得ましたって話したんですよね。」

② 「いろいろ考へても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するということで調書にしてもらって結構です。」

と供述した旨同報告書に記載した上、同報告書に署名押印し、もって虚偽の有印公文書を作成し、その後、これを同検察審査会に送付させて行使した。

#### 第3 虚偽有印公文書作成・同行使

## 1 被告発人

- (1) 吉田正喜：当時東京地方検察庁公判部副部長
- (2) 佐久間達哉：当時東京地方検察庁特別捜査部長  
斎藤隆博：当時東京地方検察庁特別捜査部副部長

## 2 告発事実の要旨

- (1) 被告発人吉田正喜は、東京地方検察庁が不起訴処分としたA氏に対する政治資金規正法違反事件について、東京第五検察審査会が「起訴相当」の議決をしたことを受け、同事件の再捜査の一環として、同庁特別捜査部所属検事田代政弘が、B氏の取調べを行い、その結果について作成した前記第2の捜査報告書の記載を、虚偽であると知りつつ捜査報告書に引用して記載した上、同報告書に署名押印し、もって虚偽の有印公文書を作成し、その後、これを同検察審査会に送付して行使した。
- (2) 被告発人佐久間達哉及び同斎藤隆博は、共謀の上、東京地方検察庁が不起訴処分としたA氏に対する政治資金規正法違反事件について東京第五検察審査会が「起訴相当」の議決をしたことを見て再捜査を行った結果を平成22年5月19日付け捜査報告書に取りまとめるに当たり、実際の作成者は佐久間であるのに、斎藤が、佐久間に宛てて作成した報告文書である旨虚偽の記載をした上、同報告書に署名押印し、もって虚偽の有印公文書を作成し、その後、これを同検察審査会に送付して行使した。

## 第4 偽計業務妨害

### 1 被告発人

大鶴基成：当時東京地方検察庁次席検事  
佐久間達哉：当時東京地方検察庁特別捜査部長  
斎藤隆博：当時東京地方検察庁特別捜査部副部長  
吉田正喜：当時東京地方検察庁公判部副部長  
木村匡良：当時東京地方検察庁検事

### 2 告発事実の要旨

被告発人佐久間達哉、同大鶴基成、同斎藤隆博、同吉田正喜及び同木村匡良は、共謀の上、東京地方検察庁が不起訴処分としたA氏に対する政治資金規正法違反事件について、東京第五検察審査会が、「起訴相当」の議決をしたことを受け、再捜査を行った上、再度不起訴処分とし、同検察審査会に不起訴記録を送付するに当たり、殊更に事実に反する取調べ状況を記載した虚偽の捜査報告書を提出することによって、同検察審査会が「起訴議決」を行う可能性を高めようと企て、前記第2のとおり実際の取調べには存在しなかったやり取りを記載した同庁特別捜査部所属検事田代政弘作成に係る捜査報告書及びこれを引用した斎藤作成に係る捜査報告書を同検察審査会に送付することにより、同検察審査会審査員に前記取調べの状況等の再捜査の結果に関して重大な誤解を生じさせ、もって、偽計により業務を妨害したものである。

## 第5 偽証

### 1 被告発人

田代政弘：当時東京地方検察庁検事

### 2 告発事実の要旨

被告発人田代政弘は、平成23年12月15日、東京地方裁判所で開かれたA氏に係る政治資金規正法違反事件公判において、証人として宣誓の上証言した際、田代

作成に係る前記第2の捜査報告書中に、平成22年5月17日のB氏に対する取調べにおいて実際には存在しなかったやり取りが記載されていることについて、同日の取調べ状況に関する記憶とその約4か月前におけるB氏勾留中の取調べ状況に関する記憶が混同した事実がなく、かつ、B氏が自らの勾留中の取調べ状況について記した著書が前記報告書作成時には出版されていなかったにもかかわらず、「この日の取調べについて、一言一句記録しているわけではないので、思い出し思い出し報告書を作成しました。勾留中に話していることや、保釈後にBさんが著書で書いていることなどの記憶があって、それに関連するようなことが5月17日にも話題になったので、若干記憶が混同してですね、整理して書いたと思います。」旨自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証したものである。

## 第6 犯人隠避

### 1 被告発人

堺 徹：当時東京地方検察庁特別捜査部長

齋藤 隆博：当時東京地方検察庁公判部副部長

(ただし告発事実上は同庁特別捜査部副部長とされている。)

### 2 告発事実の要旨

被告発人堺徹及び同齋藤隆博は、平成23年1月上旬、B氏らの公判前整理手続き中に、平成22年5月17日に東京地方検察庁特別捜査部所属検事田代政弘がB氏の取調べを行った際に取調べの状況を隠し取りした録音結果が弁護側から開示され、田代作成の前記第2の捜査報告書中の記載が同録音記録中にはなかったことを確認し、田代が、事実とは異なる捜査報告書を作成した虚偽有印公文書作成罪を犯した者であることを知りながら、共謀の上

① 平成23年1月上旬ころ、田代から、同報告書の記載内容が事実と異なることについて説明を受けた際、記憶の混同によるものとの説明を維持するよう指示するとともに、事実と異なる記載はあるが過誤に過ぎないと事実をすり替え、自ら又は同部所属の検察官らを指揮して捜査を行わず

② そのころ、最高検察庁検察官らに対し、「田代が作成した捜査報告書には事実と異なる内容が含まれているが、記憶の混同によるもので過誤に過ぎない。元秘書の公判にも影響はない。」旨虚偽の報告をし、よって、同庁検察官らをして、捜査は不要と誤信させて自ら又は同庁又は東京地方検察庁所属の検察官らを指揮して捜査を行わないようにさせ

もって虚偽有印公文書作成罪の犯人である田代を隠避させたものである。

田代報告書に記載されたやり取りのうち、本件録音記録上、同趣旨のやり取りがなされているかについて検討を要する記載

【記載①】

本職：例えば、A先生に対する報告とその了承や、定期預金担保貸付の必要性の説明について、貴方がどういう形で供述して調書を錄取したか覚えていらっしゃいますか。

B：だいたい覚えていますよ。

確か、逮捕された次の日でしたから、今年1月16日土曜日の夜の取調べでは、収支報告書の不記載などにつき、A先生に報告をして了承を得たことや、A先生からの4億円を表に出さないために定期預金担保貸付を受けるという説明をして了承を得たことを大まかには話したと思いますが。

私が、「収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったことで、A先生は一切関係ありません。」などと言い張っていたら、検事から、「貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょう。そのほとんどは、貴方がAの秘書だったという理由で投票したのではなく、Bという候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ。」って言われちゃったんですよね。

これは結構効いたんですよ。

それで堪えきれなくなって、A先生に報告しました、了承も得ました、定期預金担保貸付もちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですね。

本職：そうでしたね。

それで、翌日1月17日の日曜日、更に具体的にその状況を確認した上で、供述調書を錄取しようとしたら、貴方は「E先生から、土日は絶対に供述調書に署名したら駄目だと言われているので勘弁してください。」と言って、供述調書を作成させませんでしたよね。

B：確かに、そう言いました。

本職：そして、1月18日月曜日、土日は貴方の言うとおり供述調書は作らなかつたが、今日はこれまでの供述内容を調書にしますよと言うと、貴方は、「実は、今日も接見でE弁護士から、『どんな内容の調書であっても署名してはならない。例え供述したとおりのことが書いてあると思っても、どういう使われ方をするか分からないから、署名は拒否するように。』ときつく言われたんですよ。検事、本当に申し訳ないんですが、もう1日待ってもらえませんか。」などと言って泣き付いてきましたよね。

B：そのとおりです。

本職：結局、1月18日も供述調書は作成せず、1日待って19日になつても、「今日の接見でも、E先生から署名拒否を強く指示されたので署名できない。」などと言って、ごねていたじゃないですか。

B：そうでしたね。

でも、検事から、「供述していることが事実であつて、そのとおりの内容

が供述調書に取られているのであれば、署名拒否する理由はないでしょ。」  
と理詰めで来られて、私もそのとおりだと思ったので、最後は、私が「調書に署名したことは、E先生には内緒にしてください。」とお願いして、この日に供述調書を作ったんでしたね。

#### 【記載②】

本職：本日の供述内容については供述調書を作成したいと考えているが、それに署名押印するかどうかは貴方自身の判断ですよ。

B：常識的に考えて、今更、署名拒否なんてできないでしょ。  
署名拒否でも良いですか。

本職：だから、それは貴方自身の判断ですよ。  
どうしますか、署名拒否にしますか。

B：そんな、突き放さないでくださいよ。

#### 【記載③】

上記のとおりのやりとりの後、従前の供述を再度確認した上、Bの面前で、本日付け供述調書を口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ間違いありません。

署名させていただきます。  
と言って、同供述調書末尾に署名指印した。

[注] 検討を要する記載は下線部である。